

回覧 令和3年12月15日(三股町)代表☎:52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分類】	【No.】	【内容】
〈募集〉	1	◆児童館・児童クラブで働く人を募集します
	2	◆三股町ファミリー・サポート・センターの「まかせて会員」を募集します
〈お知らせ〉		◆償却資産申告書(固定資産税)を送付します
	3	◆令和4年度放課後児童クラブの申請が始まります
	4	◆付加保険料で受け取る年金額を増やせます ◆そのお悩み、裁判所の調停で解決しませんか？
	5	◆寒くなったら水道管の凍結にご注意ください
	6	◆ペットはルールを守って飼いましょう
		◆令和4年用宮崎県民手帳が販売されます

来年1月下旬から、コンビニ交付がスタートします！

これまで、町役場の窓口でしか取得できなかった**住民票の写し**や**印鑑登録証明書**、**所得課税証明書**などが、町役場に新しく設置される**マルチコピー機**や**全国のコンビニエンスストア**で取得できるようになります。

取得には、マイナンバーカードと4桁の暗証番号が必要です。また、コンビニエンスストアでは、町役場の開庁時間内はもちろん、閉庁後や土曜、日曜でも取得可能です。詳しくは、広報みまた1月号でご紹介します。

★お問い合わせ 町民保健課 戸籍住民係 ☎52-9630

防災無線の放送内容が☎で確認できます！

三股町放送内容 ☎0986-51-1417 ※どちらの番号でも
【確認ダイヤル】 ☎0986-51-1418 同じ内容です。



【利用上の注意】

- ① 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。
- ② 放送内容を当日のみ確認できます。
- ③ 同時にたくさんの人が電話をかけると、つながりにくくなる場合もあります。(少し時間をおいて、かけなおしてください)

【問い合わせ】総務課 危機管理係 ☎52-1110(直通)

【分類】	【No.】	【内容】
	7	◆よかもんやで「ミニ朝市&福袋特別販売会」開催！ ◆家内労働(内職)情報をお知らせします
〈農林畜産業関連〉	8	◆あぜ焼きを実施します ◆農地の違反転用をなくしましょう！ ～農地の無断転用は法律に違反します～
〈相談〉	9	◆「こころの健康相談」を実施します
〈その他〉		◆「広報みまた」1月号は、回覧板1月15日号とともにお届けします ◆町公式フェイスブックをフォローしませんか？

本町が、街の幸福度ランキングで**全国第3位**

九州・沖縄第1位

街の住みこちランキング**宮崎県第1位**を獲得しました！

詳しくは、町公式サイトでご確認ください。



出典:「いい部屋ネット 街の幸福度&住み続けたい街ランキング2021<全国版>」

「いい部屋ネット 街の幸福度&住み続けたい街ランキング2021<九州・沖縄版>」

「いい部屋ネット 街の住みこち&住みたい街ランキング2021<宮崎県版>」

募 集

◆児童館・児童クラブで働く人を募集します

■児童厚生員・放課後児童支援員を募集します

町では、児童館・児童クラブで働く人を募集しています。
希望する人は福祉課児童福祉係にお問い合わせください。



●仕事内容 =

- ・遊びや生活指導を行う。
- ・児童の出欠など状況確認、見守り。必要に応じて関係機関・保護者との連携を行う。
- ・児童の安全に注意し、児童に事故があったときは、早急に救護を行い、必要に応じて関係機関・保護者に連絡する。
- ・施設、備品管理および事務処理など。

勤務時間	・月曜～金曜：午後2時～6時30分 （小学校行事などで早出勤あり） ・土曜、夏休み、春休み、冬休み： 午前8時～午後6時30分（休憩1時間）
休日	週休2日（日曜および交代で1日） 祝日、12月29日～1月3日
募集人員	若干名
給与	月額平均 116,000円
諸手当	期末手当、時間外勤務手当、通勤手当
期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 （社会保険・雇用保険あり。また、勤務実績が良好な場合は再度任用あり。）

●勤務地 = 町内の児童館・児童クラブ

- #### ●応募条件 =
- ①子どもの指導ができる人。
 - ②放課後児童支援員、保育士、教員免許の資格がある人や経験者を優先します。

■放課後児童クラブで児童支援員をサポートする補助員を募集します

町では、新年度より児童クラブで児童支援員とともに働く人を募集しています。
希望する人は福祉課児童福祉係まで履歴書をご提出ください。

●仕事内容 =

- ・遊びや生活指導を行う。
- ・児童の出欠など状況確認、見守り。
- ・施設、備品管理などのサポート

勤務時間	・月曜～金曜：午後2時～6時 （小学校行事などで早出勤あり） ・土曜、夏休み、春休み、冬休み： 午前8時～午後6時（6時間以上勤務する場合は休憩1時間）
雇用形態	登録制 放課後児童クラブの補助員を必要とする日もしくは時間に勤務を依頼
賃金	詳しくはお問い合わせください。
期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

●勤務地 = 町内の児童館・児童クラブ

- #### ●応募条件 =
- ①子どもの指導ができる人。
 - ②年齢は問いませんが、子どもと一緒に遊ぶ体力がある人。

- #### ●その他 =
- 登録時に希望する勤務場所や時間帯、曜日を指定することもできます。

★お申し込み・お問い合わせは、
福祉課 児童福祉係(1階 ⑥番窓口)
☎:52-9060(直通) にお願ひします。



◆三股町ファミリー・サポート・センターの「まかせて会員」を募集します

ファミリー・サポート・センターは、子育てを助けてほしい人(おねがい会員)と子育てを援助したい人(まかせて会員)が助け合いながら子育てを支援する会員組織です。

今回、講習会の開催に合わせて、子育てを援助してくれる「まかせて会員」を募集します。地域で一緒に子育てのお手伝いをしませんか。

■まかせて会員の条件 =

1. 町内在住で20歳以上の心身ともに健康な人
2. 子育て支援に意欲のある人
3. 性別は問いません

■まかせて会員になるには =

1. センターが実施する講習会を受講する(全7講義、2日間)
2. センターに入会申込書を提出する

■講習会の日程 =

- 日時:令和4年2月9日(水)午前8時40分 ~ 午後3時30分
2月10日(木)午前8時50分 ~ 11時

※2日間とも受講が必要です。

- 場所:町総合福祉センター「元気の杜」

- 内容:保健師、管理栄養士、小児科医などによる子ども・子育てに関する講義

※新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、講習会を中止する場合があります。

■活動の内容 =

子どもの預かりや保育園などの施設への送迎など

※預かる子どもの年齢、活動の内容、日時などは選ぶことができます。

※有償ボランティア活動です。(平日1時間あたり600円、土・日・祝日は800円)

※補償保険に加入しています。(保険料はセンターが負担)

★お申し込み・お問い合わせは、

ファミリー・サポート・センター たんぼぽ ☎:51-5688 にお願ひします。



お知らせ

◆償却資産申告書(固定資産税)を送付します

地方税法の規定により、町内に償却資産を持っている人は、毎年1月1日現在の状況を申告する必要があります。

該当する償却資産の所有者に対して、申告に必要な書類を12月中に送付しますので、必要事項を記入して、令和4年1月31日(月)までに税務財政課 資産税係(町役場 1階 ⑤番窓口)に提出してください。

・今年度より償却資産申告書への押印は不要です。

・償却資産申告書には、マイナンバー(個人番号・法人番号)を記載してください。

・太陽光発電設備を設置している場合も償却資産の申告が必要です。

(ただし、個人については、10キロワット未満の場合は申告の必要はありません。)

・先端設備等導入計画の認定を受けて取得した新規設備がある場合、申告書備考欄と種類別明細書の摘要欄に“先端設備特例”等の記入をし、関係書類を添付してください。

・新規に申告される場合、税務財政課 資産税係にご連絡いただければ、申告書類を送ります。

【償却資産とは・・・】

土地や家屋以外で、事業用の資産のうち減価償却費が法人税法や所得税法の規定で所得を計算したときに、損金または必要な経費に算出されるもの。

例えば、会社や個人事業主が、事業のために使用する構築物、機械や器具、備品などのことです。

★お問い合わせは、

税務財政課 資産税係(1階 ⑤番窓口)

☎:52-9636(直通) にお願ひします。



◆令和4年度放課後児童クラブの申請が始まります



申請書の提出期間: 令和4年1月4日(火)～1月31日(月)

希望する児童クラブへ直接ご提出ください!

※入会を希望する人は、新規・継続を問わず、全員申請が必要です。

■提出書類 =

- ①三股町放課後児童クラブ入会申請書(全員)
- ②承諾書(全員)
- ③就労証明書または三股町放課後児童クラブ入会要件申立書(全員)
- ④三股町放課後児童クラブ利用料金免除申請書(該当者のみ)

※申請書は各児童クラブで配布しています。法人が運営する児童クラブへ入会を希望する人は、事前に各クラブへご連絡ください。

■対象児童 =

- ①放課後に就労などで保護者が不在となる児童
 - ②保護者が就学・疾病・看護・出産(育児休業の場合を除く。)などで、健全育成上支援を要する児童
- ※上記①、②のいずれかに該当する必要があります。
 ※原則として低学年の児童が優先となります。
 ※保護者の責任で送迎を行ってください。

■登録できる放課後児童クラブ = 原則、ご自宅近くの放課後児童クラブ。

※必ずしも希望の放課後児童クラブへ登録できるとは限りません。

※登録先の決定は、先着順ではありません。新一年生から優先に、お住まいの地域、保護者の就労状況など(就労時間・就労日数など)を考慮して決定します。

※定員を超える場合は、他のクラブへの登録もしくは入所待機となります。

■登録期間 = 令和4年4月1日～令和5年3月31日

■入会承認 = 申請期間内の申請者には、2月中旬以降に、各児童クラブから「三股町放課後児童クラブ入会承認通知書」または「入会不承認通知書」でお知らせします。

■児童クラブ一覧 =

名称	運営	開設場所	電話番号	備考
三股小児童クラブ	町	三股小学校敷地内	51-0606	利用料金のほかに保険料として年額800円を徴収させていただきます。
プラザ児童クラブ	町	第2地区交流プラザ	52-1099	
東原児童クラブ	町	東原児童館	52-0336	
今市児童クラブ	町	今市児童館	52-1814	
三股西小第一児童クラブ	町	中原団地広場内施設	51-2780	
植木児童クラブ	町	植木児童館	52-1092	
蓼池児童クラブ	町	蓼池児童館	52-3947	
前目児童クラブ	町	前目児童館	52-4844	
梶山児童クラブ	町	梶山児童館	52-1251	
長田児童クラブ	町	長田小学校内 (5月中旬に第5地区防災センター(仮称)へ変更予定)	070-2341-7922	
宮村児童クラブ	町	宮村児童館	52-5533	※法人に直接申請書を提出してください。 利用料金のほかにおやつ代などの実費徴収があります。詳しくは直接お問い合わせ下さい。
放課後児童クラブ たでいけキッズ	法人	蓼池3541番地29	52-5060	
キッズリターンクラブ	法人	樺山3002番地2	52-1376	
三股中央キッズクラブ	法人	樺山4558番地5	52-1228	
児童クラブ ビバーチェ	法人	花見原4番地1	52-5834	
第一っ子クラブ ※クラブに連絡がつかない場合は、第一幼稚園にご連絡ください。	法人	樺山3523番地5	52-3894 52-3893※ (第一幼稚園)	

日曜、祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)は利用できません。

利用料金は**有料**です。ただし、同じ世帯から2人以上登録がある場合は、2人目以降の利用料金を減額します。また、利用料金の免除制度が適用される世帯もあります。詳しくはお問い合わせください。

★お問い合わせは、

福祉課 児童福祉係(1階 ⑥番窓口) ☎:52-9060(直通)

または、各児童クラブにお願いします。



◆付加保険料で受け取る年金額を増やせます

20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者(自営業者・農林漁業者・学生・無職の人など)と、国民年金に任意加入している人は、定額保険料に付加保険料を上乗せして納めることで、受給する年金額を増やせます。

【定額保険料】(いずれも月額)

令和3年度: 16,610円 令和4年度: 16,590円

■納めることができる人

- ・国民年金第1号被保険者
- ・任意加入被保険者(65歳以上の人を除く)
- ・現在、免除や納付猶予、学生納付特例の認定を受けていない人



■付加保険料の月額

400円

■付加年金額

支給される付加年金の年額は、**200円×付加保険料納付済月数**

例)付加保険料を60カ月納めた場合

納付した付加保険料 400円×60カ月分=24,000円(総額)

受け取る付加年金額 200円×60カ月分=12,000円(年額)

付加保険料を納めた分は、2年間でモトが取れます!

- *付加保険料の納付は、申し込んだ月分からとなります。
- *国民年金基金に加入中の方は付加年金に加入することができません。
- *付加年金のみの加入はできません。

付加保険料の納付を希望される人は、年金手帳またはマイナンバー(個人番号)のわかるもの、本人確認書類(運転免許証など)を持って、町民保健課 国保年金係(1階 ③番窓口)または都城年金事務所へお申し込みください。

★お問い合わせは、

町民保健課 国保年金係(1階 ③番窓口) ☎:52-9631(直通)
または、都城年金事務所 ☎:23-2571(代表) お願いします。

◆そのお悩み、裁判所の調停で解決しませんか？

調停には、お金の貸し借りなどの民事のトラブルを扱う民事調停と、離婚や相続などの家庭のトラブルを扱う家事調停があります。民事調停は主に簡易裁判所、家事調停は家庭裁判所で扱われます。

【民事調停】

- 例えば、
- ・貸したお金を返してもらいたい
 - ・交通事故にあってしまった
 - ・お隣の騒音で困っている



【家事調停】

- 例えば、
- ・離婚したいけれど冷静に話し合えない
 - ・養育費をもらいたいけれど直接交渉するのは難しい
 - ・遺産相続について家族でもめている

など、調停とは、裁判所がお互いの言い分を聴いて、話し合いによって問題の解決を図る手続です。

■調停の特徴

- ・手続が簡単 = 法律の知識がなくても、一人で簡単に手続できます。(裁判所の窓口やウェブサイト、申立書の書式や必要書類についてご案内しています。)
- ・費用が安い = 手続に必要な手数料は、例えば、貸金10万円の返還を求める場合は500円、離婚を求める場合は1200円です。その他、郵便料金が必要になります。
- ・判決と同じ効果 = 話し合いでまとまった(調停が成立した)内容が守られないときは、強制執行(預金口座や給与の差押えなど)ができる場合があります。
- ・秘密が守られる = 非公開の手続であるため、調停になっていることは第三者にはわかりません。裁判所には守秘義務があるので、言いにくいことも話せます。

調停について、詳しくは裁判所ウェブサイト(<https://www.courts.go.jp/>)をご覧ください。

★お問い合わせは、宮崎地方裁判所事務局総務課庶務係
☎:0985-23-2263 お願いします。

◆寒くなったら水道管の凍結にご注意ください



■凍結に注意

気温が氷点下4℃以下になると、水道が凍結しやすくなります。屋外、北側で日が当たらない場所にある水道管や、露出している水道管などは、特に注意が必要です。自宅の水道は大丈夫でしょうか？天気予報に注意して、水道管を凍結から守りましょう。

■凍結を防止するには

- ・少しだけ水を出しておく
水道代が気になる人もいますが、少しずつであればそれほど金額は大きくありません。水道管が破損して修理する方がお金が掛かります。
- ・水道管に保温材(布や毛布でも代用可)を巻き、その上からビニールテープなどを巻いて防水すると効果があります。
※布や毛布が濡れると逆効果になるので注意してください。

■凍結で水が出ないときは

- ・自然に溶けるまで待つ
- ・凍った箇所にタオルなどを巻き付けて、ぬるま湯をゆっくりとかける
※熱湯をかけると水道管が破裂する可能性があります。
- ・ドライヤーの温風を当てる

■水道管が破裂したら

・水道管が破裂した場合は、メーターボックス内の止水栓を閉めて、町指定給水装置工事事業者に修繕を依頼してください。

※町内給水装置工事事業者は次ページをご参照ください。

★お問い合わせは、

環境水道課 上水道係(2階 ④番窓口)

☎:52-9081(直通) にお願ひします。



■三股町指定給水装置工事事業者一覧表

No	事業者名	代表者名	事業者住所	電話番号
1	システムメンテナンス	吉川 正好	蓼池877番地7	52-4643
2	加治屋設備	加治屋 康弘	蓼池2873番地	27-7084
3	橋口建設	橋口 祐一	蓼池2338番地9	52-9720
4	政野建設(有)	政野 孝一	長田2182番地3	52-1374
5	シン設備	米村 伸一	長田1140番地7	52-5315
6	曙建設(株)	甲斐 知美	宮村2774番地21	36-6391
7	綿屋設備	綿屋 利洋	樺山5046番地12	090-6294-3247
8	(有)木佐貫設備工業	木佐貫 良彦	樺山4672番地	52-5574
9	(有)才田工務店	才田 正弘	樺山4454番地6	52-2305
10	(株)木佐貫建設	木佐貫 紀雄	樺山4185番地7	52-2143
11	合同会社 大和設備	大村 和美	樺山3628番地2	52-6930
12	柳井設備	柳井 利和	樺山3247番地2	36-5183
13	(株)大和組	中原 康憲	樺山3168番地4	52-2215
14	大村設備	大村 光彦	樺山2992番地	090-3327-4101
15	(株)真和産業	和田 昇	樺山1592番地6	52-0618
16	(有)野元設備	野元 俊英	花見原8番地11	52-2460

◆ペットはルールを守って飼いましょう

最近、ペットのふんや無駄吠えなどの苦情や相談が増えています。

ペットを飼うときには、飼い主としての責任を自覚して、同じ地域で暮らす皆さんの迷惑にならないように、ルールを守って飼いましょう。

《犬の飼い主の皆さんへ》

○ふんは飼い主の責任で持ち帰り、道路や公園などに放置することはやめましょう



犬の運動や散歩のときは、ビニール袋、スコップ、トイレトーパーなどを持ち歩き、ふんは持ち帰ってください。ふんの放置は周囲の人に不快な思いをさせ、迷惑となります。また、犬小屋とその周りは常に清潔にしましょう。

※夜中や早朝などに犬を放す人がいます。犬の放し飼いや散歩中に犬を放すことは、人をかむ事故や交通事故の要因になるなど、非常に危険です。多くの人に迷惑を掛けることとなりますので絶対にやめましょう。

《猫の飼い方のお願い》

○猫は室内で飼い、首輪・名札を着けましょう

屋外には、病気の感染や交通事故などの危険がいっぱいです。よその家の庭でフンをしたり、花壇を荒らしたり、車の上に載って傷をつけたりご近所の迷惑にもなります。

※野良猫にえさを与えるだけで、その後の管理をしない無責任な行為は、結果的に野良猫をどんどん増やすこととなります。近所迷惑になるだけでなく、交通事故や病気、虐待などで死亡する不幸な猫を増やしてしまうこととなります。

飼い主は、ペットが人に危害を加える、近隣に迷惑をかけたることが無いよう、人と動物が良い関係で暮らしていけるように、責任を持って飼いましょう。

★お問い合わせは、

環境水道課 環境保全係(2階 ④番窓口)

☎:52-9082(直通) にお願ひします。



◆令和4年用宮崎県民手帳が販売されます

県民手帳は、県と市町村の各種統計や県内の主な行事などが収録しており、仕事や日常生活に大変役立つ手帳です。

購入を希望する人は、次の販売場所でご購入ください。

※冊数に限りがあるため、購入する人はお早めにご購入ください。

■品名 = 宮崎県民手帳
タテ15 cm ヨコ9 cm

■金額 = 1冊 700円(税込み)

■販売期間 = 12月1日(水)より順次販売

■販売場所 = ○宮崎県職員互助会(県庁本館1階)
○県内ファミリーマート
○田中書店
住吉店(島之内)、日南店(吾田東)、日南2号店(戸高)、
国富店(本庄)
○デサキ
宮崎店(吉村町)、都城店(早鈴町)、延岡店(卸本町)
○宮崎空港書店コーナー



★お問い合わせは、

宮崎県 総合政策部 統計調査課

☎:0985-26-7042 ファクス:0985-29-0534

に願ひします。

◆よかもんやで「ミニ朝市&福袋特別販売会」開催！

みまたん駅前よかもん市(朝市)は、コロナ禍のため、来場者および運営関係者の健康と安全を最優先に考慮し、長い期間開催できていませんでした。

12月は、朝市にかわり、12月25・26日の2日間で『ミニ朝市&福袋特別販売会』を開催します！開催時間は午前9時から午後1時と通常の朝市より長い時間開催しますので、ゆったりとお越しください。

なお、次回以降の開催は、チラシやよかもんや店頭、回覧でお知らせします。

■『ミニ朝市&福袋特別販売会』

日 時:12月25日(土)と26日(日) 午前9時～午後1時

場 所:町物産館「よかもんや」

●ミニ朝市

「よかもんや」店頭の軒下に数件の店舗が並びます。(出店者調整中)

●福袋販売会

福袋価格:1セット2,500円(税込み)

福袋内容:5,000円分相当の商品

(お肉、海産物、花の苗、よかもんやおすすめ品)

※各日とも50セットずつ、電話での事前予約制で販売します。

予約開始:12月20日(月) 午前10時～

申し込み先:町物産館よかもんや ☎52-3131

※お1人様1セットのみのご予約です。数量に達し次第、受付終了となります。

(1回に複数人分の申し込みはできません。ご了承ください。)

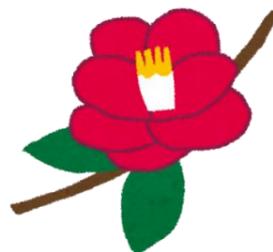
『ミニ朝市&福袋特別販売会』の詳細は町物産館「よかもんや」でご確認ください。

■主催 みまたん駅前よかもん元気会

★お問い合わせは、

町物産館よかもんや

☎:52-3131 にお願ひします。



◆家内労働(内職)情報をお知らせします

県の就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。



◎家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターにお問い合わせください。(ご希望の家内労働の募集がすでに終了している場合は、ご了承ください。)

電話での相談も受け付けていますので、気軽にお問い合わせください。

※仕事によっては細かい作業もあり、その他の求人条件が加わる場合があります。

令和3年11月24日現在

仕事の内容	委託地域	工 賃
プラスチック製品のバリ仕上げ、検査、部品組み立て、シール貼り	三股町、都城市	作業内容による
縫製後の糸切りまとめ作業(ループ、まつり、ボタン付け、肩パット付け)	三股町、都城市とその近辺	4円～ (宮崎県婦人既製洋服製造業最低工賃に準ずる)
干支の置物の絵付けなど	三股町、高原町、都城市内(要相談)、小林市内一部地域	1個 10円～50円
部品組み立て、部品外観検査(キズ汚れなど)	三股町、都城市	1個 0.3円～1.8円
婦人服のホック付け、ボタン付け、しつけ縫い	三股町、都城市	30円～
自動車用ハーネスのサブ作り	A:三股町、都城市とその近辺 B:三股町、都城市	A・Bともに 1本 4円～20円
大島紬織り	三股町、都城市とその近辺	1反 2万～4万5千円

◎事業所の方へ

内職委託の際にも、ぜひ当センターをご利用ください！

就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、無料の情報提供とあっせんを行っています

都城就職相談支援センター(都城・小林地区)	
所在地	都城市北原町24街区21号 宮崎県都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内
TEL/FAX	0986-25-0300
受付日	月～金曜(土、日、祝日は休みです)
受付時間	午前9時～午後5時



より詳しい情報は で

◆あぜ焼きを実施します

農作物病害虫の越冬生息源の撲滅を目的に、町内一斉に水田・畑の「あぜ焼き」を実施します。町民の皆さんのご協力をお願いします。

■期 日 = 令和4年1月16日(日)

■時 間 = 午後1時～4時

※実施する場合は、午後1時に消防演習サイレンを吹鳴します。

※雨天などで延期する場合は、当日の午前中に広報塔でお知らせします。

※順延日 ⇒ 1月23日(日)同時刻

■実施地域 = 町内全域の水田・畑のあぜなど

■巡回指導 = 各地域農業集団長、各地区農事振興会長
各集落営農^{けいはん}集団長、町農業振興課職員

※担当する地区内で畦畔^{けいはん}以外への延焼や作物などへの被害が出ないように、啓発や見回りを行います。

■防火対策 = 町消防団が、飛び火警戒に当たります。

■注意事項 =

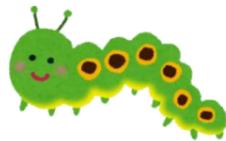
- ①火入れ時間を必ず守ってください
- ②一人での作業はしないでください
- ③風の強い場所では焼かないでください
- ④建物や山の近くでは焼かないでください
- ⑤延焼を防ぐための備えを行い、火付けをしてください
- ⑥場所移動時は、完全な消火の確認をしてください
- ⑦危険箇所への火入れを行うときは、各地区の消防団・地域農業集団長・農事振興会長・自治公民館長にご連絡ください
※山林や人家の近くでのあぜ焼きには特にご注意ください
- ⑧JR線路の敷地内ではあぜ焼きはできません

※ケーブルが埋設してあるため、火入れは禁止です

★お問い合わせは、町農業振興対策協議会

【事務局】農業振興課 農政企画係(3階 ③番窓口)

☎:52-9086(直通)をお願いします。



◆農地の違反転用をなくしましょう！

～農地の無断転用は法律に違反します～



■農地転用とは？

農地を住宅・工場用地や店舗敷地、駐車場、資材置場、植林(山林)など、**農地以外のもの**に変えることを**転用**といいます。

農地法では、優良農地を守るため、農地を転用するときは、許可を受けることが義務付けられています。転用するときは、**農業委員会に許可申請書を提出して、許可を受けてから工事に着手**してください。

■許可を受けずに転用するとどうなりますか？

許可を受けずに転用を行った場合は、**農地法違反で罰則処分の対象**となります。農地を無断で転用、または転用許可を受けた事業計画どおりに転用を行っていない場合は、県知事から工事中止や原状回復などの命令が出される場合があります。また、3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人には1億円以下の罰金という罰則が適用されることもあります。

■対象となる農地は？

全ての農地(田・畑・採草放牧地)が**転用許可の対象**となります。地目が農地であれば、耕作していなくても農地として活用できる状態である限り、農地として扱われます。

■農地の転用手続きはどうすればいいですか？

転用申請には農地法第4条申請、農地法第5条申請があります。**農地の所在地を管轄する農業委員会に申請書を提出し(※)**、農地法第4条、農地法第5条の規定に基づく県知事の許可を受ける必要があります

農地法第4条・・・自分の農地を農地以外に転用する場合

農地法第5条・・・事業者がその農地の売買や賃貸など権利の設定や移転を同時に行い転用する場合

※転用手続きには農地法第4条、第5条申請書以外にも必要書類がありますので、詳しくはお問い合わせください。



★お問い合わせは、町農業委員会(3階 ③番窓口)

☎:52-9087(直通) をお願いします。

相 談

◆「こころの健康相談」を実施します

都城保健所では、地域の皆さんが精神科医師へ相談することのできる機会として、「こころの相談事業」を実施します。「精神科の病気かもしれないけど、病院に行くのは抵抗がある」「専門の先生に相談してみたい」など、気になることがありましたら、保健所に気軽にご相談ください。

日 程	令和4年1月20日(木)、2月17日(木)、3月17日(木)
時 間	午後1時30分～3時
場 所	都城保健所 (都城市上川東3-14-3)
対 象	保健師が事前に相談を受け、医師への相談が必要だと判断された人。 家族や関係者からの相談も受け付けます。
相 談 内 容	(1)ひきこもり、不眠、抑うつ、過食・拒食、リストカットなど (2)精神科の病気、心の健康に関する問題など精神保健一般に関すること (3)アルコール依存、薬物問題、その他の依存に関すること
相 談 体 制	予約制 ※1日の相談は3人まで ※事前に保健所保健師(疾病対策担当)へご相談ください。
料 金	無料

★お申し込み・お問い合わせは、
都城保健所 健康づくり課 ☎:23-4504
をお願いします。



そ の 他

◆「広報みまた」1月号は、回覧板1月15日号とともにお届けします

回覧板は、今回の12月15日号で今年最終便です。次回1月1日号は発行しません。
年明け第1号は、1月15日号です。

■支部長宅への発送 =
1月13日(木)～14日(金)を予定しています。

★お問い合わせは、
総務課秘書広報係(2階 ①番窓口)
☎:52-1113(直通)をお願いします。

◆町公式フェイスブックをフォローしませんか？

町公式フェイスブックでは、次のような情報を発信しています。

- ・新型コロナ関連情報
- ・災害情報
- ・イベント情報
- ・四季折々の風物詩
- ・広報紙・回覧板の発行情報

今後も、町政情報、町の魅力を高めることができる情報などの発信・共有を行い、利用者の皆さんとのコミュニケーションを促進することを目指します。
「面白い」や「そうなんだ」、「よかね～」と思ったら、「いいね！」ボタンを押して、三股の魅力をたくさんの人に広めてください！

★お問い合わせは、
総務課秘書広報係(2階 ①番窓口)
☎:52-1113(直通)をお願いします。